

1. 情報公開請求等の内容

(1) 公開請求

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
1	5月24日	紺屋区の熊取町預かり財産にかかる関係書類の一切（起案書及び添付書類、覚書等）	総務課	部分公開
2	7月12日	熊取町立小中学校 8 校給食調理場への保健所からの指導・改善を求められた文章で最近のもの（議会質問資料として）	学校教育課	全部公開
3	7月20日	熊取町教育委員会事務局学校教育課の保有する文書のうち物品購入、業務委託に関する公金支出に関する文書全て ※熊取中学校（令和3年度～令和5年度分） ※熊取中央小学校（令和2年度分）	学校教育課	7/25付けで取下げ
4	7月25日	平成24年度から令和5年度までの公立の保育所、又、小学校、中学校に於いて行事撮影に関する文書すべて（児童・生徒の写真、撮影データを除く。）	学校教育課 保育課	(内容により) 全部公開 部分公開 不存在
5	10月11日	令和4年度における人事評価に係る要項	人事課	部分公開
6	10月12日	令和4年度人事評価に係る資料一式（会計年度任用職員）	人事課	部分公開
7	12月20日	個人情報取扱事務にかかる個人情報取扱事務登録簿のうち、当該事務において、個人情報保護条例第7条第4項（1）に該当する「虐待を受けた児童の個人情報」を収集した事実があるもの。	全課	(未決定)
8	12月20日	個人情報取扱事務にかかる個人情報取扱事務登録簿のうち、当該事務において、個人情報保護条例第7条第4項（2）に該当する「虐待を受けた児童の個人情報」を収集した事実があるもの。	全課	(未決定)
9	12月20日	個人情報保護条例および同規則の条項のうち、以下の条件に該当するもの。 条件 当該条項で規定された事務に関して、熊取町が規定どおりに実施していない事務が存在するもの	全課	(未決定)
10	12月20日	以下の2つの条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿。 条件1 個人情報取扱規則第5条に規定する告示を行なっている 条件2 個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿の登録年月日が平成11年4月1日である	総務課	不存在
11	12月20日	告示を行なったと藤原敏司熊取町長が主張する公文書のうち、その告示に関する情報が一切ないにもかかわらず、南和仁副町長の「告示をした」という趣旨の発言を根拠として作成されたもの。	全課	(未決定)
12	12月20日	告示を行なったと藤原敏司熊取町長が主張する公文書のうち、その告示に関する情報が一切ないにもかかわらず、南和仁副町長の「告示をした」という趣旨の発言のみを根拠として作成されたもの。	全課	(未決定)
13	12月20日	以下の2つの条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿。 条件1 個人情報保護規則第5条に規定する告示をしなければならない事由が発生したにもかかわらず、その告示をしていない 条件2 個人情報取扱事務にかかる個人情報取扱事務登録簿の登録年月日が平成11年4月1日以外である	総務課	(未決定)

受付 番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
14	12月20日	以下の2つの条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿。 条件1 個人情報取扱規則第5条に規定する告示を行っていない 条件2 個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿の登録年月日が平成11年4月1日である	総務課	(未決定)
15	12月20日	登録年月日が平成11年4月1日である個人情報取扱事務登録簿を個人情報保護条例第6条第2号の規定に基づき、縦覧を行うときに、個人情報保護規則第5条の規定に基づく告示をした文書。	総務課	不存在
16	12月20日	熊取町長が過去に告示した文書のうち、文書取扱規程第31条の規定に基づき、総務課で保存しているもの。なお、告示文書の文書名だけでよい。	総務課	不存在
17	12月20日	熊取町長が過去に告示した文書のうち、文書取扱規程第32条第3号の規定に基づき、現年度扱いとしているもの。	総務課	情報提供
18	12月20日	本情報公開請求時点における文書取扱規程第28条に基づく文書基準表。なお、総務課の文責が作成したものに限る。	総務課	情報提供
19	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。なお、誠優学園と応募を辞退した事業者から収集したものを除き、応募事業者ごとの公開を求める。	保育課	部分公開
20	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の氏名が記載された情報。なお、児童の氏名については、姓や名のどちらかだけではなく、いわゆるフルネームが明記されたものに限る。	保育課	不存在
21	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の氏名が記載された情報。なお、児童の氏名については、姓（名字）のみが明記されたものに限る。	保育課	不存在
22	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の氏名が記載された情報。なお、児童の氏名については、名（いわゆる下の名前）のみが明記されたものに限る。	保育課	部分公開
23	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の兄弟の名が記載された情報。なお、虐待を受けた児童の兄弟とは、誠優学園が運営する幼稚園等の施設を利用していない、もしくは利用していることが明確でない児童と定義する。	保育課	部分公開
24	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の住所が記載された情報。	保育課	不存在
25	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の性別が記載された情報。	保育課	部分公開
26	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の生年月日が記載された情報。	保育課	不存在

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
27	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の年齢が記載された情報。	保育課	部分公開
28	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童（もしくはその親）の電話番号が記載された情報。	保育課	不存在
29	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の虐待の種類が記載された情報。 虐待の種類とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類のことを意味する。	保育課	部分公開
30	12月20日	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が誠優学園から収集した虐待を受けた児童にかかる個人情報のうち、虐待を受けた児童の氏名、住所、性別、生年月日・年齢および電話番号以外の基本的事項（登録簿のその他）にかかる個人情報が記載された情報。	保育課	部分公開
31	12月21日	虐待を受けた児童に関する個人情報を収集した個人情報取扱事務において、下記の条件に該当する当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿。 条件 収集の相手方となる個人、法人のうち、一部の者からしか同号に規定された個人情報を収集していない 条件 収集の相手方となる個人、法人のうち、同号に規定された個人情報を提出していない者に対して、当該個人情報の保有の有無を確認していない なお、法令等の規定に基づき収集したものを除く（個人情報保護条例第7条第4号）	全課	(未決定)
32	12月21日	個人情報保護条例第7条第4項に規定された個人情報を収集した個人情報取扱事務において、下記の条件に該当する当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿。 条件1 同号に規定された個人情報の取扱いについて実施機関以外の者から問題提起がなされたが、熊取町は、同号に規定された個人情報は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要不可欠であると判断し、事務を進めたもの。 条件2 同号に規定された個人情報を使用せずとも、個人情報取扱事務の目的を達成できたもの。	全課	(未決定)
33	12月21日	個人情報保護条例第7条第4項に規定された個人情報を収集した個人情報取扱事務において、下記の条件に該当する当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿。 条件1 同号に規定された個人情報の取扱いについて実施機関以外の者から問題提起がなされたが、熊取町は、同号に規定された個人情報は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要不可欠であると判断し、事務を進めたもの。 条件2 同号に規定された個人情報を収集するにあたって、収集する相手方に当該個人情報の提出を明確には求めているもの。 条件3 同号に規定された個人情報を使用せずとも、個人情報取扱事務の目的を達成できたもの。	全課	(未決定)
34	12月21日	個人情報保護条例第7条第4号に規定された個人情報を収集した個人情報取扱事務において、下記の条件に該当する当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿。 条件 同号に規定された個人情報を使用せずとも、個人情報取扱事務の目的を達成できたもの。	全課	(未決定)
35	12月21日	告示を行なった記録が一切ないにもかかわらず、「告示を行なったと藤原敏司熊取町長が主張する公文書」を作成する際に、告示を行なったと主張する根拠として使用した情報。	全課	(未決定)

受付 番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
36	12月21日	個人情報保護条例第7条第4号に規定された個人情報を収集した個人情報取扱事務にかかる個人情報取扱事務登録簿のうち、下記の条件に該当するもの。 条件 同号に規定された個人情報を収集する根拠を個人情報取扱事務登録簿に記載していない。	全課	(未決定)
37	12月21日	個人情報保護条例第7条第4号に規定された個人情報を収集した個人情報取扱事務にかかる個人情報取扱事務登録簿のうち、下記の条件に該当するもの。 条件 同号に規定された個人情報を収集する根拠を個人情報取扱事務登録簿に記載している。	総務課	情報提供
38	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法	全課	(未決定)
39	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 「実施機関は個人情報取扱事務を開始しようとするときには、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない」と個人情報保護条例第6条第1項に規定されている事務を適切に実施しているもの	総務課	(未決定)
40	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 「実施機関は個人情報取扱事務を開始しようとするときには、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない」と個人情報保護条例第6条第1項に規定されている事務を適切に実施していないもの	総務課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
41	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 個人情報保護条例第6条第1項「実施機関は個人情報取扱事務を開始しようとするときには、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない」の規定に違反しないもの	総務課	(未決定)
42	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 個人情報保護条例第6条第1項「実施機関は個人情報取扱事務を開始しようとするときには、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない」の規定に違反するもの	総務課	(未決定)
43	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 個人情報保護条例第6条第1項「実施機関は個人情報取扱事務を開始しようとするときには、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない」の規定に違反するとも違反しないともいえないもの	総務課	(未決定)
44	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 「町長は、前2項に規定する届出された事項について、一般の縦覧に供しなければならない」と個人情報保護条例第6条第3項で規定された事務を適切に実施しているもの	総務課	(未決定)

受付 番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
45	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる 個人情報取扱事務登録簿 条件1 あらかじめ、次の事項を町長に届け出ることなく、個人 情報取扱事務を開始したもの ①個人情報取扱事務の名称 ②個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 ③個人情報取扱事務の目的 ④個人情報の対象者の範囲 ⑤個人情報の記録項目 ⑥個人情報の収集方法 条件2 「町長は、前2項に規定する届出された事項について、一般の縦覧に供しなければならない」と個人情報保護条例 第6条第3項で規定された事務を適切に実施していないもの	総務課	(未決定)
46	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる 個人情報取扱事務登録簿 条件 「実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的」だけ でなく、「実施機関が明らかにしていない個人情報取扱事務 の目的」でも個人情報を収集したもの	全課	(未決定)
47	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる 個人情報取扱事務登録簿 条件1 「実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的」 だけでなく、「実施機関が明らかにしていない個人情報取扱事 務の目的」でも個人情報を収集したもの 条件2 個人情報保護条例第7条第1項で「実施機関は、個人 情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明 らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ 公平な手段により収集等しなければならない」と規定された事 務を適切に実施しているもの	総務課	(未決定)
48	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる 個人情報取扱事務登録簿 条件1 「実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的」 だけでなく、「実施機関が明らかにしていない個人情報取扱事 務の目的」でも個人情報を収集したもの 条件2 個人情報保護条例第7条第1項で「実施機関は、個人 情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明 らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ 公平な手段により収集等しなければならない」と規定された事 務を適切に実施していないもの	総務課	(未決定)
49	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる 個人情報取扱事務登録簿 条件1 「実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的」 だけでなく、「実施機関が明らかにしていない個人情報取扱事 務の目的」でも個人情報を収集したもの 条件2 「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、 個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のため に必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなけれ ばならない」と規定された個人情報保護条例第7条第1項に違 反しないもの	総務課	(未決定)
50	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる 個人情報取扱事務登録簿 条件1 「実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的」 だけでなく、「実施機関が明らかにしていない個人情報取扱事 務の目的」でも個人情報を収集したもの 条件2 「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、 個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のため に必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなけれ ばならない」と規定された個人情報保護条例第7条第1項に違 反するもの	総務課	(未決定)

受付 番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
51	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 「実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的」だけでなく、「実施機関が明らかにしていない個人情報取扱事務の目的」でも個人情報を収集したもの 条件2 「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第1項に違反するともしないともいえないもの	総務課	(未決定)
52	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が町長に届け出を行っていない	全課	(未決定)
53	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が町長に届け出を行っていない 条件3 個人情報保護条例第7条第3項で「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された事務を適切に実施しているもの。	総務課	(未決定)
54	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が町長に届け出を行っていない 条件3 個人情報保護条例第7条第3項で「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された事務を適切に実施していないもの	総務課	(未決定)
55	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が町長に届け出を行っていない 条件3 「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第3項に違反しないもの	総務課	(未決定)
56	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が町長に届け出を行っていない 条件3 「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第3項に違反するもの	総務課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
57	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が町長に届け出を行っていない 条件3 「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第3項に違反しているともしていないともいえないもの	総務課	(未決定)
58	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 事業者から個人情報を収集している 条件2 事業者に対して、収集する個人情報の対象者の範囲や個人情報の記録項目を明示していない。または明示していないものがある なお、「事業者」とは個人情報保護条例第5条で記載されている「事業者」と同義とする	総務課	(未決定)
59	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 事業者から個人情報を収集している 条件2 事業者に対して、収集する個人情報の対象者の範囲や個人情報の記録項目を明示していない、または明示していないものがある 条件3 個人情報保護条例第7条第1項で「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなければならない」と規定された事務を適切に実施しているもの。 なお、「事業者」とは個人情報保護条例第5条で記載されている「事業者」と同義とする	総務課	(未決定)
60	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 事業者から個人情報を収集している 条件2 事業者に対して、収集する個人情報の対象者の範囲や個人情報の記録項目を明示していない、または明示していないものがある 条件3 個人情報保護条例第7条第1項で「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなければならない」と規定された事務を適切に実施していないもの。 なお、「事業者」とは個人情報保護条例第5条で記載されている「事業者」と同義とする	総務課	(未決定)
61	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 事業者から個人情報を収集している 条件2 事業者に対して、収集する個人情報の対象者の範囲や個人情報の記録項目を明示していない、または明示していないものがある 条件3 「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第1項に違反しないもの なお、「事業者」とは個人情報保護条例第5条で記載されている「事業者」と同義とする	総務課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
62	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 事業者から個人情報を収集している 条件2 事業者に対して、収集する個人情報の対象者の範囲や個人情報の記録項目を明示していない、または明示していないものがある 条件3 「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第1項に違反するもの なお、「事業者」とは個人情報保護条例第5条で記載されている「事業者」と同義とする	総務課	(未決定)
63	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 事業者から個人情報を収集している 条件2 事業者に対して、収集する個人情報の対象者の範囲や個人情報の記録項目を明示していない、または明示していないものがある 条件3 「実施機関は、個人情報を収集及び保管するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集等しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第1項に違反しているともしていないともいえないもの なお、「事業者」とは個人情報保護条例第5条で記載されている「事業者」と同義とする	総務課	(未決定)
64	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が次の事項を一般の縦覧に供していないもの ①収集の目的 ②本人以外から収集する理由 ③収集する個人情報の項目	総務課	(未決定)
65	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が次の事項を一般の縦覧に供していないもの ①収集の目的 ②本人以外から収集する理由 ③収集する個人情報の項目 条件3 個人情報保護条例第7条第3項で「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された事務を適切に実施しているもの	総務課	(未決定)
66	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が次の事項を一般の縦覧に供していないもの ①収集の目的 ②本人以外から収集する理由 ③収集する個人情報の項目 条件3 個人情報保護条例第7条第3項で「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された事務を適切に実施していないもの	総務課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
67	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が次の事項を一般の縦覧に供していないもの ①収集の目的 ②本人以外から収集する理由 ③収集する個人情報の項目 条件3 「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第3項に違反しないもの	総務課	(未決定)
68	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が次の事項を一般の縦覧に供していないもの ①収集の目的 ②本人以外から収集する理由 ③収集する個人情報の項目 条件3 「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第3項に違反するもの	総務課	(未決定)
69	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 個人情報を本人以外から収集している 条件2 個人情報を本人以外から収集する前に、実施機関が次の事項を一般の縦覧に供していないもの ①収集の目的 ②本人以外から収集する理由 ③収集する個人情報の項目 条件3 「実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定された個人情報保護条例第7条第3項に違反しているともしていないともいえないもの	総務課	(未決定)
70	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 町長が個人情報保護条例および同規則の規定により個人情報取扱事務登録簿の縦覧を行うときに、あらかじめその旨を告示していないもの 条件2 個人情報保護規則第5条で「町長は、条例第6条第3項及び第7条第3項の規定により縦覧を行うときは、あらかじめその旨を告示しなければならない」と規定された事務を適切に実施しているもの	総務課	(未決定)
71	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 町長が個人情報保護条例および同規則の規定により個人情報取扱事務登録簿の縦覧を行うときに、あらかじめその旨を告示していないもの 条件2 個人情報保護規則第5条で「町長は、条例第6条第3項及び第7条第3項の規定により縦覧を行うときは、あらかじめその旨を告示しなければならない」と規定された事務を適切に実施していないもの	総務課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
72	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 町長が個人情報保護条例および同規則の規定により個人情報取扱事務登録簿の縦覧を行うときに、あらかじめその旨を告示していないもの 条件2 「町長は、条例第6条第3項及び第7条第3項の規定により縦覧を行うときは、あらかじめその旨を告示しなければならない」と規定された個人情報保護規則第5条に違反しないもの	総務課	(未決定)
73	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 町長が個人情報保護条例および同規則の規定により個人情報取扱事務登録簿の縦覧を行うときに、あらかじめその旨を告示していないもの 条件2 「町長は、条例第6条第3項及び第7条第3項の規定により縦覧を行うときは、あらかじめその旨を告示しなければならない」と規定された個人情報保護規則第5条に違反するもの	総務課	(未決定)
74	1月4日	以下の条件に該当する個人情報取扱事務の、当該事務にかかる個人情報取扱事務登録簿 条件1 町長が個人情報保護条例および同規則の規定により個人情報取扱事務登録簿の縦覧を行うときに、あらかじめその旨を告示していないもの 条件2 「町長は、条例第6条第3項及び第7条第3項の規定により縦覧を行うときは、あらかじめその旨を告示しなければならない」と規定された個人情報保護規則第5条に違反しているともしていないともいえないもの	総務課	(未決定)
75	1月4日	熊取町条例、規則及び規程の条文のうち、以下の条件に該当するもの 条件 条文で規定された事務は不要であると藤原敏司熊取町長が考えているもの	総務課	(未決定)
76	1月4日	熊取町条例、規則及び規程の条文のうち、以下の条件に該当するもの 条件 条文で規定された事務は不要であると藤原敏司熊取町長以前の町長が認めているもの	総務課	(未決定)
77	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号の起案文書。	総務課	部分公開
78	1月9日	令和4年12月7日付4熊総第3430号の起案文書。	総務課	部分公開
79	1月9日	令和4年12月28日付4熊総第3472号の起案文書。	総務課	部分公開
80	1月9日	令和4年2月15日付3熊保育第2759号の起案文書。	保育課	部分公開
81	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号で、藤原敏司熊取町長が言及している文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用するため、現年度扱いとしている文書。	総務課	(未決定)
82	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号で、藤原敏司熊取町長が言及している「文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用するため、引継ぎを行わず現年度扱いとしている文書」を、現年度扱いの文書として使用ならびに保管していることが確認できる情報。	総務課	(未決定)
83	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号で、藤原敏司熊取町長が言及している「文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用するため、引継ぎを行わず現年度扱いとしている文書」について、当該文書を同項の規定に基づき「現年度扱いの文書とする」と判断した年度がわかるもの。	総務課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
84	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号作成の過程で、文書取扱規程第21条に基づき部課長が文書の審査を行なった際に使用した「存在しない文書を同条例第32条の規定に基づいて取り扱った前例や慣例」に関する情報	総務課	(未決定)
85	1月9日	文書を作成した記録もなく、その文書自体も存在しないと藤原敏司町長がすでに他の公文書で認めているにもかかわらず、その存在しない文書を、文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用する現年度扱いの文書として取り扱っていると藤原敏司熊取町長が主張している文書。 なお、少なくとも令和5年5月22日付R05熊総第477号が本請求に該当する情報であると考え。	全課	(未決定)
86	1月9日	文書を作成した記録もなく、その文書自体も存在しないと藤原敏司町長がすでに他の公文書で認めているにもかかわらず、その存在しない文書を、文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用する現年度扱いの文書として取り扱っていると藤原敏司熊取町長が虚偽の説明をしている文書。 なお、少なくとも令和5年5月22日付R05熊総第477号が本請求に該当する情報であると考え。	全課	(未決定)
87	1月9日	個人情報取扱事務において、個人情報保護条例第7条第3号の規定に基づき、「①収集の目的②本人以外から収集する理由③収集する個人情報の項目」を一般の縦覧に供す際に、個人情報保護規則第5条の規定に基づき、告示を行なった情報。	全課	不存在
88	1月9日	個人情報取扱事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」である個人情報取扱事務において、個人情報保護条例第7条第3号の規定に基づき、「①収集の目的②本人以外から収集する理由③収集する個人情報の項目」を一般の縦覧に供す際に、個人情報保護規則第5条の規定に基づき、告示を行なった情報。	総務課	不存在
89	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号で、藤原敏司熊取町長が言及している「文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用するため、現年度扱いとしている文書」について、当該文書の取扱いを担当する文書取扱責任者が作成した令和元年度以降の文書基準表。	総務課	情報提供として対応
90	1月9日	令和5年5月22日付R05熊総第477号で、藤原敏司熊取町長が言及している文書取扱規程第32条第3項に基づき、常時使用するため、現年度扱いとしている文書に関して、同規程第11条に基づき当該文書に付した一連番号がわかるもの。	総務課	(未決定)
91	1月9日	文書取扱規程第21条各号のうち、令和5年5月22日付R05熊総第477号作成の過程で、部課長が文書の審査を行っていないもの。	総務課	(未決定)
92	1月11日	存在しない文書を常時使用するため、現年度扱いの文書として取り扱っている、または取り扱っていたと認める課の文書取扱責任者が令和5年度に作成した文書基準表。 なお、事務分掌規則第3条の改正に伴い、消滅した課については、事務を継承している課の文書基準表の公開を求める。	全課	(未決定)
93	1月11日	告示したにもかかわらず、当該告示に関する情報を記載していない告示台帳。 なお、告示台帳は当該告示を行なった年の告示台帳の公開を求める。	全課	(未決定)
94	1月11日	以下の条件に該当する告示に関して、当該告示を行なった年の告示台帳 条件1 告示したが、告示をした記録が存在しない 条件2 告示したが、当該告示に関する情報を告示台帳に記載していない	全課	(未決定)

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
95	1月11日	「告示を行なっている」と藤原敏司熊取町長が認めている文書のうち、当該告示に関する一切の記録が存在しないもの。 なお、少なくとも令和4年2月15日付3熊保育第2759号が該当すると考える。	全課	(未決定)
96	1月18日	神原文子に関する文書すべて。 (情報開示手続きが必要なものを示す。)	人権・女性活躍推進課	全部公開
97	1月18日	過去に発行された広報くまとりに関して、表紙の掲載されている短歌等の使用許可が確認出来る文書すべて。	広報戦略課	部分公開
98	1月18日	熊取町健康福祉部子育て支援課が開催した2023年11月26日(日)子供の権利講演会に関しての文書すべて。	子育て支援課	部分公開
99	1月18日	熊取町健康福祉部子育て支援課が開催した2023年11月26日(日)子供の権利講演会に関して同課職員が同年5月24日に熊取町人権協会開催の“多様化する家族 共に生きる地域”へ出席した職員の聴講内容に感銘を受けた事が確認出来る文書すべて	子育て支援課	不存在
100	1月18日	熊取町健康福祉部子育て支援課が開催した2023年11月26日(日)子供の権利講演会に関して、アーカイブ配信するに当たり、講師と協議した結果、講座の本編だけを切り取って配信すると決定したが、その後切り取りをせずに配信するという決定に至った経緯を示す文書すべて。	子育て支援課	不存在
101	1月18日	熊取町健康福祉部子育て支援課が●●の理論を用いて子供の居場所や子供の存在を奪うことが確認出来る文書すべて。	子育て支援課	不存在
102	1月18日	熊取町健康福祉部子育て支援課の理事等が“子供の気持ちが一番大切なんです。”と言いながら子供の気持ちを放置している事が確認出来る文書すべて。	子育て支援課	不存在
103	2月1日	2023年11月26日 熊取町健康福祉部子育て支援課が熊取町立熊取図書館にて開催した“子供の権利講演会”且つ熊取町総合政策部広報戦略課がアーカイブ配信に伴い上記2課が作成した“子供の権利講演会”の当日録画データとアーカイブ配信用データすべて	子育て支援課	全部公開
104	2月2日	熊取町健康福祉部子育て支援課職員が外部講師に委託した講演会。 2023年11月26日(日)13:30～15:00 熊取町立熊取図書館に於いて開催された熊取町子供の権利月間講演会にて外部講師が参加者に対して発言した一部の内容について、その根拠が確認出来る文書すべて。	学校教育課	不存在
105	2月8日	広報くまとり(令和5年12月号)に関して、表紙の短歌を使用するにあたり作者である俵万智氏に対して、作品の使用許可が確認出来る文書すべて	広報戦略課	不存在
106	2月13日	“保護者”を定義している根拠文書すべて。 尚、上記請求先は熊取町教育委員会。	学校教育課	全部公開
107	2月13日	熊取町立熊取中学校 令和6年 卒業アルバムに関して、 ・発注に関する詳細文書すべて ・児童又は児童の家庭に購入された物を除いて、配布若しくは購入が予定されている上記卒業アルバム詳細文書すべて	学校教育課	部分公開

受付番号	受付日	請求の件名	所管課	内容
108	2月14日	事実として熊取町で“子供”を“子ども”と変換し使用している。 “子供”という漢字表記を使用せず“子ども”という表記を使用する根拠を示す文書すべて。	広報戦略課	全部公開
109	2月14日	2023年11月26日(日)熊取町健康福祉部子育て支援課が企画し熊取町が開催した“熊取町子どもの権利月間講演会”の当日録画データ、アーカイブ配信データの編集過程について 請求者に対して説明した根拠を示す文書すべて。	子育て支援課	不存在
110	2月20日	個人情報取扱事務において、個人情報保護条例第7条第4項(1)に該当する「虐待と受けた児童の個人情報」を収集した文書。なお、同項ただし書きにより収集したものを除く。	保育課	部分公開
111	2月27日	保育機関又は教育機関から発出される父又は母宛文書について父又は母からの要望により郵送の希望があっても郵送対応をしてはならない根拠が確認出来る文書すべて	保育課 学校教育課	不存在
112	2月27日	入園・入学・卒園・卒業の式典について父又は母が上記学校行事に参列してはならないという根拠文書すべて	保育課 学校教育課	不存在
113	2月27日	健康観察アプリ“LEBER for School”の関連文書すべて	学校教育課	部分公開
114	2月27日	行政機関職員が法規などのルールを守らなくても良い根拠文書すべて	全課	不存在
115	3月4日	子が在籍している町立中学校へ訪問してはならないと言わしめる根拠文書すべて	学校教育課	不存在
116	3月4日	熊取町立の保育所、小学校、中学校へ訪問してはならないと言わしめる根拠文書すべて。	保育課 学校教育課	不存在
117	3月4日	行政官及び教職員が業務上、知り得た個人情報について、その他の個人に漏えいしても良いとされる根拠文書すべて。	学校教育課	不存在
118	3月4日	“学校が認めた親”について、熊取町教育委員会及び教職員と熊取町立の小中学校との間で共通に認識されている根拠文書すべて。	学校教育課	不存在
119	3月29日	町職員の対応に関し、総務部長へ職員への注意喚起を求めた面談において、町職員が請求者に対して発言した内容に係る根拠が確認できる文書すべて	人事課	不存在
120	3月29日	教育長及び教育委員会職員との面談において、教育長が請求者に対して発言した根拠となる関連文書すべて	学校教育課	不存在
121	3月29日	実子に対し子供との制限が何も存在しない実親が贈り物をしてはならない事が確認出来る根拠文書すべて。	子育て支援課	不存在
122	3月29日	子供との法的制限のない実親からその子供へ贈り物をする際、親権者の許可が必要だという根拠文書すべて。	子育て支援課	不存在
123	3月29日	2022年～2024年(令和4年度)健康福祉部子育て支援課内職員のコンプライアンス遵守の欠落が招いた事業が多々あったが、その原因となる関連文書すべて。	子育て支援課	不存在

1. 情報公開請求等の内容

(2) 公開申出

番号	受付日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
1	4月6日	令和4年度簡易専用水道給水開始届、廃止届、変更届（内容：名称、所在地、有効容量）	環境課	全部公開
2	7月25日	大久保北1丁目3街区、大久保西1街区、大久保東2丁目7街区、桜ヶ丘2丁目16街区の最新の住居表示台帳と町名・街区形状と街区番号がわかる図面	住民課	全部公開
3	8月21日	新築建物の付与日、住居番号、地番のわかる資料（2023年1月1日～6月30日）	住民課	部分公開
4	9月7日	住民基本台帳及び告示文の写し （紺屋1丁目8街区、野田2丁目12街区、大久保北2丁目1街区、2街区、大久保西1街区、2街区、5街区）	住民課	全部公開
5	10月6日	令和5年7月1日から令和5年9月30日までの住居表示新設受付簿及び該当する住居表示台帳	住民課	部分公開
6	1月9日	令和5年10月1日から令和5年12月31日までの住居表示新設受付簿及び該当する住居表示台帳	住民課	部分公開
7	1月9日	総合体育館すまいるズひまわりドームに関する資料請求 現指定管理者の指定管理公募時に提出した ・事業計画書及び収支計画書 ・過去の収支状況（令和4年度～平成31年度） ・モニタリング	生涯学習推進課	全部公開
8	1月31日	住居表示：熊取町野田1丁目4番3－17号と地番：熊取町野田一丁目1100－13が同一敷地であることの証明	住民課	部分公開
9	2月28日	2023/5/26に入札のマンホールポンプ設備工事（R5－1）について 設計書および金入り内訳書（明細まで）	下水道河川課	全部公開
10	2月28日	大久保南2丁目3街区住居表示台帳	住民課	全部公開

番号	受付日	請求に係る情報の内容	所管課	決定内容
11	3月18日	第1位請求 下記イ、ロ、ハのすべて。 第2位請求 下記ロ、ハ。 第3位請求 下記イ、ロ。 第4位請求 下記ハのみ。 第5位請求 下記イのみ。 第6位請求 下記ロのみ。 イ 熊取町住居表示条例3条1項の届出に際して提出された書類（熊取町住居表示規則3条別記第1号様式。添付書類（位置、配置図等含む。）ただし、2023年7月1日から2023年12月31日までの間に住居表示（住居番号）の付定があった物件にかかるもの。 ロ 熊取町住居常時条例3条1項の届出の処理状況を一覧表にした書類（新築届出書の受付簿、住居表示付定通知一覧表のいずれか。）。ただし、2023年7月1日から2023年12月31日までの間に住居表示（住居番号）の付定があった物件にかかるもの。 ハ 2023年7月1日から2023年12月31日までの間に住居表示（住居番号）の付定があった物件箇所を含む住居表示台帳（街区図）	住民課	部分公開

2. 個人情報開示請求等の内容

(1) 開示請求

番号	受付年月日	請求に係る個人情報の内容	所管課	決定内容
1	4月6日	4－熊住10483号の開示請求書	住民課	部分開示
2	5月17日	請求者に係る人事評価について	人事課	部分開示
3	5月31日	人事評価の結果に係る根拠となる資料	人事課	非開示
4	6月1日	令和5年4月13日に申請した印鑑証明書の申請書	住民課	全部開示
5	7月4日	R05熊住第000610にかかる開示	住民課	部分開示
6	7月12日	要介護認定における認定調査票及び主治医意見書（直近分）	介護保険課	部分開示
7	2月21日	●●●●の訪問調査票・特記事項・主治医意見書	介護保険課	部分開示
8	3月4日	子供が在籍している町立中学校へその父が訪問してはならないと言わしめる当該請求者に関連する根拠文書すべて。	学校教育課	非開示
9	3月4日	行政官及び教職員が業務上知り得た当該請求者の個人情報について、その他の個人に漏えいしても良いとされる当該請求者年に関連する根拠文書すべて。	学校教育課	非開示
10	3月4日	当該請求者が子供に危害を加える父（不審者）である事が確認出来る根拠文書全て。	学校教育課	非開示

(2) 訂正等請求
0件

(3) 利用停止請求
0件

(4) 是正申出
0件